令和５年度遺骨収集事業（下半期・遺骨収集事業④）に係る旅行業者の選定

仕様書

**１　事業の内容**

○　遺骨収集（戦没者遺骨の収集及び送還）

海外に残存する日本人戦没者の遺骨に関する情報を収集し、現地調査を実施する。

また、現地で遺骨を確認した場合は、必要に応じて遺骨を収容し、日本人の蓋然性が高い場合には検体を採取して日本に送還しDNA鑑定等を実施する。検体以外の遺骨についてはDNA鑑定等の結果が判明するまでの間、現地の安全性の高い場所に一時保管施設を設けて仮安置する。

〇　派遣名及び期間、人員

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 派遣名 | 期　間 | 人員 |
| マーシャル諸島現地調査・遺骨収集派遣 | 令和5年10月24日（火）～11月8日（水） | ５名 |

※　期間及び人員は現在の予定で、実際の派遣の際に変更する場合がある。

**２　業者の選定方法**

本協会の定める規程、細則に基づき、次により業者を選定する。

⑴　派遣計画の作成にあたり、派遣行動の旅費に関する契約は、原則として公募により決定する。

⑵　本協会ホームページに、派遣計画の日程、派遣先での行動計画、派遣人員等を掲示し、関係業者からの企画書、経費見積書及び事故があった場合の対応策などの提出を要請して行い、締切日以後速やかに業者を選定する。

⑶　入札は、国内の業者に限らず、派遣先の国に本拠を置く旅行業者であって、社員団体が過去に利用し信頼のおける業者であると認められる業者も参加することができる。この場合、日本国内旅行部分と派遣先の旅行部分が連携した形であれば、２業者が連携して参加しても差し支えない。

**３　見積書の作成について**

⑴　見積書の作成にあたっては、各事業の**日程表案**を参考に、指定した様式のとおり見積書を作成する。なお、会社名を必ず見積書に記載すること。

⑵　旅行にかかる経費は、派遣人員で算出すること。

⑶　航空運賃については、変更可能な航空券の見積もりを算出すること。

⑷　車両等は、派遣人員を考慮し、基本的には日程表案に記載された車種ごと、台数にて経費を算出すること。また、指定された車種等での手配が困難な場合は、日程表案を修正の上、見積書に正しく記載すること。

⑸　見積書の所要額については、旅程催行時の為替変動を見越して日本円で算出することとし、変動があった場合でも、見積書に準じて請求書を提出すること。ただし、社会情勢の急変や自然災害等による大幅な為替変動があった場合のみ、選定された旅行業者と本協会で協議することとする。

⑹　現地において予定している手配業者名を、見積書に必ず記載すること。

⑺　見積書の他に、以下に関する資料を必ず添付すること。

■　担当スタッフの役職、氏名、連絡先

■　休日及び夜間における緊急時の連絡体制（連絡網、対応要綱等）

■　事件・事故等発生時の対応

■　宿泊先のリスト（住所、電話番号を含む）と一泊あたりの単価

■　現地での優位性、パイプ等、事業を実施するにあたっての利点等

■　現地手配業者の担当者氏名、住所、電話番号

**４　その他の手配内容**

遺骨収集事業については、以下の手配ができることを条件に加味する。

1. 結団式・説明会会場の手配

派遣団の結成式である「結団式・説明会」の会場については、少人数のため出国日当日、空港内の指定する場所で実施するため会場の手配は行わない。結団式後には、旅行業者担当者が派遣団員に対して、旅行手続等について補足説明を行うこと。

⑵　荷物タグの作成

派遣団員の氏名・フリガナ等を記載した荷物タグ２個と、本協会名を記載した団装備品用の荷物タグを作成し、出発前までに各人へ配布すること。

⑶　しおりの作成

現地での注意事項及び出入国手続の案内等を記載した「しおり」を作成し、事前に派遣団員へ送付すること。なお、本人用と留守宅用の２部を用意すること。

⑷　超過荷物料金の支払い

主に出国の際に、団装備品が搭乗予定便の重量制限を超過し、超過荷物料金が発生した場合は、その料金を立替で支払い、後日、本協会へ請求すること。

⑸　国内航空券の手配

派遣団員が、本協会の指定する地域（北海道、山口県、四国各県、九州各県および沖縄県）から参加する場合、国内航空券の手配を依頼する場合がある。

⑹　本協会及び派遣団員からの相談

落札後から精算が終了するまでの間、本件事業に関して本協会及び派遣団員から相談があった場合は、相談に応じること。派遣団員からの相談で必要と思われる事項に関しては、必ず本協会に連絡すること。

（7） 本仕様書に記載のない事項については、別途本協会と協議し、対応を決定すること。

**５　注意事項**

事業内容は相手国の事情等により延期・中止する場合がある。

また、世界的に蔓延している新型コロナウイルスの影響を鑑み、以下留意事項とする。

⑴　事業内容は、相手国の事情や、国内及び相手国における新型コロナウイルスの感染状況等により、延期又は中止する場合がある。

⑵　新型コロナウイルスの影響により、各国における出入国に際して特別な手続（事前の英語等によるオンライン申請等）を要する場合があるため、各派遣団員の手続を可能な限りサポートすること。